

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

- ・直接の取引先だけでなく、直接の取引先の更に先まで価格転嫁が可能となるような価格決定を行い、その旨をサプライチェーンの隅々まで伝わるよう情報発信します。
- ・当社が関わるサプライチェーン全体の共存共栄のため、直接の取引先をはじめ、サプライチェーン全体へのパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。
- ・当社は取引先の皆様にもコンプライアンスホットラインの専用窓口「取引先様ホットライン」を設けており、ホームページにて取引先様ホットライン専用窓口メールアドレスを公開しております。また、「取引先様ホットライン」では、年に1度、グループ取引先様宛に「取引先様アンケート」を実施しております。このように上記の宣言内容が守られているかなど、もしも不備がある場合にはそれらを受け付ける体制を構築しております。
- ・取引適正化の重点課題解決を目指し、法令遵守、人権尊重、環境配慮、情報保護、安定供給などを定めた「ウエルシア商品取引基準」に則り、自社のサプライヤーや中小受託事業者、請負先にも要請するなど、サプライチェーン全体の付加価値向上、共存共栄を目指してまいります。

2026年2月26日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

ウエルシアホールディングス(株)

代表取締役兼社長執行役員 桐澤 英明

企業名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。

- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。